

地区ガバナー停職処分に関する方針

地区ガバナー停職処分の要請は、地区ガバナーがその任務の全う、または遂行を怠っている場合、及び/または国際会則及び付則、複合地区会則及び付則及び/または地区の会則及び付則、あるいは国際理事会方針に対し重大な違反をしたとの疑惑がある場合で、それが地区を効果的にリードする上で地区ガバナーの能力を大幅に弱める性質のものである場合に行うことができる。地区ガバナー停職処分は、地区ガバナーの権利、特権、義務を一時的に停止するものである。

1. 協会のメンバーまたは一般社会に害が及ぶのを防ぐため、協会のイメージを守るため、あるいは国際会則及び付則または国際理事会方針に対する重大な違反があり、それが地区を効果的にリードする上で地区ガバナーの能力を大幅に弱めるといった性質のものであるため速やかな措置を講じることを要する異例の事態においては、会則及び付則委員会が協会顧問弁護士と協議の上、地区ガバナーを一時的に停職処分とすることができる。地区ガバナーの一時的停職処分は、この処分が科された後の国際理事会会議において、または本方針において定められる通りにそれよりも早い時期に、国際理事会が再検討する。
2. 国際協会内のグッドスタンディングのライオンズクラブが、本方針のもと、書面により停職処分検討の要請を法律部に提出することができる。要請には、その地区の過半数のグッドスタンディングのクラブがこの要請の提出を支持する決議が添えられていなければならない。要請は、国際会則及び付則委員会と国際理事会が以下の条件のもとに検討する。
 - a. 要請の対象となる同一の地区ガバナーに関する苦情の内容と実質的に同じ問題をめぐる、審理中の苦情申し立てまたは訴訟が存在しない。
 - b. 停職処分の要請を行う理由を記述した苦情申し立ての写しと、理由を裏付けるすべての関係書類が、当初の要請書とともに提出されなければならない。
 - c. 苦情申し立てに対する地区ガバナーからの返答及びすべての関係書類は、当初の苦情申し立て受領日から15日以内に法律部に届くよう、書面によって提出されなければならない。
 - d. 停職処分を要請するクラブ及びその対象となっている地区ガバナーは苦情申し立て/返答と関係書類の写しを、法律部に対するのと同じ時に同じ連絡手段によって相手方当事者に提供する責任を負う。
 - e. すべての書類が、会則及び付則委員会メンバー及び国際理事会メンバーに配布できるよう、国際本部の法律部に提出される必要がある。

- f. 本方針において別の定めがある場合を除き、正当な理由があることが明らかになった場合には、本手順で指定されるいかなる期限も、会則及び付則委員会委員長または国際理事会が短縮、もしくは延長することができる。
 - g. 停職処分の要請、及び各当事者から提供された書面によるすべての主張または書類は、会則及び付則委員会と国際理事会が検討し、その会議から30日以内に、停職処分に関する裁定を書面によって交付する。国際理事会の裁定は最終的なものとし、すべての当事者に対して拘束力を持つものとする。
 - h. 本方針に基づく検討の要請は、国際理事会メンバー（またはその代理）が会則及び付則委員会の承認を得て行うことも可能である。
 - i. 国際理事会会則及び付則委員会委員長は、本方針において説明されている手順に従っていない、もしくは不正行為を証明する実質的な証拠を欠く苦情申し立てのいかなるものをも拒否することができる。
3. 本方針のもとに地区ガバナーが停職処分を受けた場合には、かかる停職処分は、以下の場合を除き、その地区ガバナーの停職中に開かれる各理事会会議において、会則及び付則委員会と国際理事会が再検討する。
- a. 停職処分に続いて、国際理事会が国際会則及び付則に従って地区ガバナーを解任した。
 - b. 停職処分に続いて、地区ガバナーが所属クラブから除名された。
 - c. 地区ガバナーが辞職した。
 - d. 地区ガバナーの任期が終了した。

本方針に定められるいかなるものも、国際会則第5条第9項に定められる解任の規定に対して優越性をもつものではない。